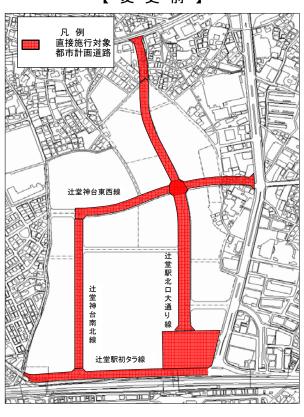
湘南C-X(シークロス)の取組について

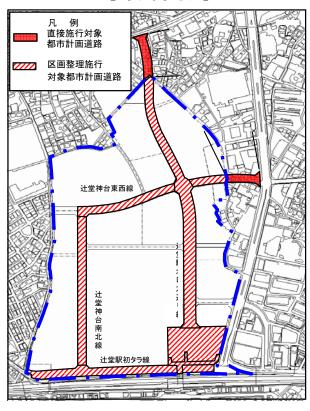
1. 事業スキームの変更

2005年12月13日に都市計画決定(変更)を行った4本の都市計画道路(辻堂駅北口大通り線、辻堂神台東西線、辻堂神台南北線、辻堂駅初タラ線)の整備手法について、国の交付金財源の状況等の理由により、次のとおり事業スキームの一部を変更しました。

【変更前】



【変更後】



【変更の内容】

区域の区分		変更前	変更後	事業の施行形態
土地区画整理事業区域内		臨時交付金(街路事業)	臨時交付金(区画整理事業) 【交付率 5.5/10】	区画整理施行 (都市再生機構施行予定)
同 区均	域外	【交付率 5.5/10】	臨時交付金(街路事業) 【交付率 5.5/10】	直接施行 (都市再生機構施行予定)

☆ 土地区画整理事業区域は、上記図では一点鎖線で表示しています。

<路線別に表示>

〜 始級別に衣小 /					
路 線 名	区画整理区域	変 更 前	変 更 後		
辻堂駅北口大通り線	区域内	臨時交付金(区画整			
	区域外		臨時交付金(街路事業)		
辻堂神台東西線	区域内	臨時交付金(街路事業)	臨時交付金(区画整理事業)		
	区域外		臨時交付金(街路事業)		
辻堂神台南北線	区域内		臨時交付金(区画整理事業)		
辻堂駅初タラ線	区域内				

2. 事業スキームの変更による事業費の変動

事業スキームの変更により、従来の街路事業の一部が土地区画整理事業に移行するだけであり、都市再生基幹事業費(約330億円)及び財源内訳には変動はありません。

【変更前】

支出の部 (土地区画整理事業費+街路事業費=約155億円) 事業費は概算金額

土地区画整理事業費	街路事業費
	約115億円 (内公共施設管理者 負担金 約31億円)

【変更後】

支出の部 (土地区画整理事業費+街路事業費=約155億円)

土地区画整理事業費	街路事業費
約125億円	約30億円

- ◆ 上記概算事業費の算定には、次の不確定要素を含んでいます。
 - ・補助対象事業の内容に未確定な部分があること
 - ・平成18年度以降の国庫交付金についての補助要望についてはまだ確定していないこと
 - ・補償費等については、今後の調査により確定するものであること

3.企業誘致活動の取組の経過

企業誘致活動については、関東特殊製鋼(株) 独立行政法人都市再生機構及び本市が官民協働して次のとおり進めてきました。

神奈川県湘南エリアにおける企業等立地動向調査アンケートの実施 (H15年5月)

地権者の取引先への打診(H15年5月~)

藤沢市内地元企業ニーズ調査の実施(H16年3月)

設備投資額の多い企業上位100社のニーズ調査の実施

(H16年1月~2月)

独立行政法人、特殊法人の新設・移転ニーズ調査の実施(H16 年 1 月) 県庁、横浜銀行等地元チャンネルを活用した誘致活動(H15 年 8 月) 県内企業(製造業)に対する誘致活動

(ダイレクトメールにより誘致パンフレットを送付)

企業の動向に関する情報収集

経済部からの企業情報(主に研究開発系)に基づく進出意向確認のため の企業訪問

広報ふじさわに進出企業募集記事を掲載(産業関連ゾーン) 材料工学分野等の関係機関へ誘致活動を展開

4.企業誘致を効果的に進めるために充実した事項

都市再生アドバイザーの配置

平成 16 年 7 月から企業関連の情報収集と折衝等を行う非常勤嘱託職員を 2 名配置。

企業立地支援策の導入について

- (1) 経済的インセンティブの整備(本市独自の施策)
 - ア「藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例」を制定 一定の条件を満たす進出企業に対し、固定資産税及び都市計画税 を5年度間、課税免除(平成16年10月1日施行)
 - イ「藤沢市企業立地雇用奨励補助制度」を創設
 - 一定の新規雇用を創出する進出企業に対し、雇用奨励金を交付
 - ウ「藤沢市企業立地促進融資利子補給制度」を創設
 - 一定の条件を満たす進出企業に対し、融資利子を補給 神奈川県及び本市の経済的インセンティブ一覧 【 P 6 参照】
- (2) 地域産業プロジェクト(神奈川県企業誘致促進協議会が指定)に新たに指定され、神奈川県の企業立地優遇制度(インベスト神奈川)の利用を可能としました。(平成 16 年 10 月 19 日指定)

現地見学会を年2回(春、秋)実施

湘南ライフサイエンスコンソーシアムの設立

産学連携による調査研究や異業種交流促進等を通じて、今後の成長が 見込まれる特定保健用食品や新薬等の開発を視野に入れ、製品化・事業 化に結びつけることにより企業及び産業の活性化を図ること、湘南地域 から健康に関する情報を発信し、市民の健康維持増進に寄与することを 目指し、湘南ライフサイエンスコンソーシアムを設立しました。

(平成17年4月7日設立)

5.進出企業の選定プロセス

関東特殊製鋼(株) 独立行政法人都市再生機構及び本市により構成される都市再生事業調整会議(以下「調整会議」という。)において、各ゾーンの目標とすべき視点と導入機能を定めると共に進出企業の選定プロセスを次のとおり定めました。

各ゾーンの目標とすべき視点と導入機能

ゾーンの名称	目標とすべき視点と導入機能
産業関連ゾーン	研究開発型の事業、新産業機能もしくはオフィス機能
	市内大学との連携等による新産業創出の可能性等
広域連携ゾーン	国・県の行政機関、産学連携機能施設、広域連携都市拠
	点にふさわしい機能等
医療・健康増進	高度先端医療としての医療技術と医療機器
ゾーン	新薬開発のプロセスの中で治験を担える機能等
複合都市	郊外型でない駅前立地型のイメージ
Αゾーン	回遊性とリピート性を兼ね備えた魅力ある空間
(駅前広場周辺	生活必需品だけではなく生活必欲品までそろえた提案性
街区)	の高い機能等
複合都市	質の高い都市型住宅としての機能
Вゾーン	段階的な入居方法の実現等
(茅ヶ崎側街区)	

進出企業の選定プロセス

ステップ	主体者	プロセス
第 1	調整会議	各ゾーンの目標とすべき視点と導入機能を定める。
ステップ		
	藤沢市	進出事業者が決定される前に、街区ごとの土地利用
		転換を迅速かつ包括的に進めていくための行政手続
		きの内容及びスケジュールを明らかにする。
第 2	調整会議	進出希望事業者の情報を可能な範囲で整理し、共有
ステップ		する。
	地権者	調整会議で定められた目標とすべき視点と導入機能
		に基づき、進出事業者の選定内容を策定し、調整会
		議に提案する
第 3	調整会議	地権者が提案した進出事業者の選定内容及び導入機
ステップ		能の方向性について確認する。
第 4	地権者	調整会議の意見を踏まえ、進出事業者を決定する。
ステップ		
第 5	藤沢市	進出事業者から土地利用計画、施設計画及び地区計
ステップ		画に係る企画提案書の提出を受け、まちづくり方針、
		地区計画(再開発等促進区)方針、まちづくりガイ
		ドライン等に基づく内容を確認する。

6 現在の企業誘致活動の状況 (4181日末現在)

6.現在の企業誘致活動の状況 (H18.1月末現在) (単位:件)							
	内 定	計					
産業関連ゾーン	1	1 8	2 6	4 5			
広域連携ゾーン	0	4	2	6			
医療・健康増進ゾーン	0	9	6	1 5			
複合都市 A ・ B ゾーン	0	6 2	3	6 5			
特定ゾーンに限定 できないもの	0	3 2	6	3 8			
計	1	1 2 5	4 3	1 6 9			

湘南C-Xに対する神奈川県及び本市の経済的インセンティブ一覧(概要)

	助成制度				税 制	支 援		金 融	支 援
	神奈川県の制度		藤沢市の制度	神奈川県の制度		Ę	藤沢市の制度	神奈川県の制度	藤沢市の制度
	①施設整備等助成制 度	②雇用助成制度	③雇用奨励補助制度	④不動産取得税の軽 減	⑤不動産取得税の 減免	⑥法人事業税の軽減	⑦固定資産税·都市 計画税の軽減	⑧産業集積促進融 資	⑨企業立地促進融 資利子補給
	研究所、工場の場合は 産業関連ゾーンのみ		辻堂駅周辺都市再生緊急 整備地域					(1)地域産業プロジェ クト	辻堂駅周辺都市再 生緊急整備地域
			正社員					(2)県内の工業系の	
対象業種	製造業等		1年目 100万円					用途地域(工業専用	0.4-1-1
	(高度先端産業のみ)		2年目 50万円					地域、工業地域、準工業地域、	⑦の適用を受け、⑧ の融資を受けた企業
	第三次産業、その他		正社員(高度•専門)				業・医療福祉・教育学 習支援・サービス業で	工未地域)	
	(県の産業政策等に合		1年目 120万円				研究開発型の事業又 は本社機能を有する	(3)その他、特に知事	
	致するもの)		2年目 60万円	税率の1/2又は			事業	が認めた企業	
			派遣社員	3/4を軽減		税率の1/4又は			
			1年目 70万円	資本金3億円超の法人		1/2を軽減	(2)映像・音楽・コンベ		
			パート等(年収100万円未満)	投資額50億円以上100億	意円未満 -	資本金1000万円以上1	ンション及びデザイン		
			1年目 25万円	税率3%→1. 5%		億円以下の法人	に関連する事業		
			パート等(年収100万円以上)	投資額100億円以上		軽減割合 1/4			
助成額等	整備投資額の	70人を超えた雇用1	1年目 35万円	税率3%→0. 75%	税額の1/2を減額	資本金1000万円未満	操業開始の翌年から	限度額 10億円	補給率 100%
	工場・本社機能 10%		パート等(高度、専門)	資本金3億円以下法人		の法人	5年間、固定資産税・	(知事特認の場合は	補給期間 5年間
	(限度額 50億円)	(限度額 2億円)	1年目 50万円	投資額5億円以上50億円	7未満 •	軽減割合 1/2	除(ゼロ税率)	15億円)	
	研究所 15%		2年目 25万円	税率3%→1. 5%				融資利率 1.4%	
	(限度額 80億円)		(限度は70人まで	投資額50億円以上		(事業開始以後5事業		償還年限 15年	
			又は1億円)	税率3%→0. 75%		年度分)			
条件	最低投資額		新規雇用10人以上	①施設整備等助成制	⑦の適用の対象となる 不動産が対象	産業集積促進地域内に新増設した事業所等	最低投資額		
	八正木00心门久工	の認定を受けた企業		①施設整備寺助成制 度による助成金の交付 対象となる不動産が対	る个判准が対象	を高度先端産業に属す	大企業3億円以上		
	中小企業10億円以上	 		各	(④の対象となる不 動産を除く)	る事業の用に供した場合	中小企業5千万円以 上		
	(既存県内企業は5 億円以上)		⑦の適用を受けた企業		到圧で (赤く)				
		(県内在住者のみ)				(資本金1億円以下)	固定資産の取得期限		
	雇用条件						H21.3.31		
	大企業 従業者数50人以上						操業開始期限		
	中小企業 従業者数10.			_			H23.3.31		
適用期間	H22. 3. 31まで	H22. 3. 31まで	H23. 3. 31まで	H22. 3. 31まで	H19. 8. 31まで	H22. 3. 31まで	H23. 3. 31まで	H22. 3. 31まで	